

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村関係団体交付金交付要綱
の運用にあたっての留意事項

1 交付金の交付申請ができる市町村関係団体は次のとおりとする。

神奈川県市長会
神奈川県町村会
神奈川県市議会議長会
神奈川県町村議会議長会
神奈川県都市監査委員会
神奈川県町村等監査委員協議会

2 関係団体への交付金は当分の間、次の金額の範囲内とする。

神奈川県市長会	5,000,000円
神奈川県町村会	4,500,000円
神奈川県市議会議長会	3,600,000円
神奈川県町村議会議長会	4,600,000円
神奈川県都市監査委員会	300,000円
神奈川県町村等監査委員協議会	500,000円

なお、この限度額（平成13年度市町村振興協会当初予算額計上）は今後、変更することがあり得る。

3 交付金の交付を受けた市町村関係団体が行う調査・研究事業等のうち先進事例等の国外への調査・研究事業を実施する場合は次の要件の範囲内で交付金の交付の決定を行うものとし、交付金の交付を受けた他の事業からの流用は認めないものとする。

① 一人につき60万円以内とし、渡航経費の3分の2以内とする。

また、1団体への交付金の額は300万円以内とする。

（渡航経費とは旅費、支度料及び旅行雑費等で各団体から支出するもの）

② 航空運賃についてはエコノミークラスとする

③ 事務局職員については1名を対象とする。

④ 同一人が毎年度、国内外への調査研究事業に参加する場合は、隔年度ごとに交付金の交付対象とする。

4 交付金の交付を受けた市町村関係団体が行う調査・研究事業等のうち先進事例等の国内への調査・研究事業を実施する場合は次の要件の範囲内で交付金の交付の決定を行うものとし、交付金の交付を受けた他の事業からの流用は認めないものとする。

① 宿泊費 1夜につき 16,500円

② 食事料 1夜につき 3,300円

③ 日当 1日につき 3,150円

④ 運賃は、列車を利用する場合は新横浜駅、航空機を利用する場合は羽田空港を基点とし行程に沿った公共交通機関を利用する場合の料金とする。

ただし、交通機関により等級がある場合はもっとも下級の運賃とする。

⑤ 事務局職員については1名分を対象とする。

⑥ 同一人が毎年度、国内外への調査研究事業に参加する場合は、隔年度ごとに交付金の交付対象とする。